

該当する方

令和5年中に収入がある	<ul style="list-style-type: none"> ・給与または公的年金以外の収入があった方 ・給与または公的年金収入のみだが、源泉徴収票の記載事項以外に控除がある方(生命保険料控除など)
令和5年中に収入がない	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書が必要な方 ・児童手当、就学援助、国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金などに係る手続きが必要な方

※税務署などで所得税の確定申告をする、給与収入のみで年末調整が済んでいる、公的年金の収入のみで、源泉徴収票の記載事項以外に控除を必要としない場合は提出不要

申告に必要なもの 源泉徴収票(年金分含む)、各保険料控除証明書、その他



▲郵送による申告手続きはこちら

控除に必要な書類(障害者手帳など)、通帳(還付金が発生する場合) ※医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」を必ず作成してきてください。領収書のみでの受付はできません

受付会場・日時

会場	日時	時間
勇払公民館	2月1日(休)	10時~15時
植苗ファミリーセンター	2月2日(金)	
沼ノ端交流センター	2月6日(火)	9時~16時
のぞみコミセン	2月8日(休)、9日(金)	
豊川コミセン	2月14日(休)、15日(休)	
市役所北庁舎 2階22会議室	2月16日(金)~3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	

※可能な限り公共交通機関をご利用ください
※初日は混雑が予想されるため、受け付けを早めに締め切ることがあります。また、開館時間まで施設内に入場できません

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林環境設備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税され、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が賦課徴収されます。なお、平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、個人住民税均等割額に一人千円が加算されていましたが、令和5年度で終了します。 ※個人住民税とは課税基準が異なるため、所得金額により森林環境税のみが賦課徴収される場合があります

■国税の納付はキャッシュレス

納付をご利用ください

キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期などの窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に



出向くことなく、自宅やオフィスで納付ができます

振替納税事前に税務署または金融機関に届け出ることで、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます(一度届け出を行えば継続して利用可能)

クレジットカード納付「国税クレジットカードお支払サイト」から事前の届け出は不要で納付ができます。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります

スマホアプリ納付「国税スマートフォン決済専用サイト」から、利用可能なPay払いを選択し、納付ができます

その他ダイレクト納付・インターネットバンキングなど、ご自身に合った納付手段を選択できます ※不明な点は苦小牧税務署へ ☎(32)3165(自動音声)

市民税課 ☎(32)6253・6254

1月の自動車運転免許講習

講習区分	講習時間	1月	
優良講習	10:30~11:00	9日(火)	23日(火)
		12日(金)	25日(木)
		16日(火)	30日(火)
	13:30~14:00	18日(木)	31日(水)
		19日(金)	
		4日(木)	17日(水)
15:00~15:30	5日(金)	17日(水)	
	10日(水)		
	10:30~11:30	5日(金)	22日(月)
10日(水)		24日(水)	
15日(月)		29日(月)	
13:30~14:30	17日(水)		
	19日(金)	25日(木)	
	13:30~15:30	9日(火)	18日(木)
12日(金)		23日(火)	
15日(月)		24日(水)	
16日(火)		29日(月)	
13:00~15:00*	11日(木)	25日(木)	
	11日(木)	30日(火)	
初回講習	13:30~15:30	11日(木)	30日(火)
		22日(月)	

・免許証の受け取りは、更新手続き後おおむね40日後です
・講習は、免許の有効期限までに受講してください
所交通安全センター
※は苦小牧中野自動車学校
☎苦小牧警察署 ☎(35)0110 HP



広告